

〔抜粋 第 3 期佐倉市障害福祉計画〕

※障害の表記について

「障害」の表記については、「障害」「障がい」「障碍」「しょうがい」「チャレンジド（challenged）等、さまざまな見解があります。このことは、平成 22 年度に「佐倉市障害者計画（第 4 次改訂版）」の策定を進めていた時にも議論の対象となっていました。また、国の「障がい者制度改革推進会議でも議論されていることから「障がい者制度改革推進会議」との整合性を図ることになりました。

その結果、本計画の中では「障害」という表記に統一することにしました。ただし、一例として「佐倉市身体障がい者の会」などのように、固有の名称・名詞として資料されている場合は、その表記を尊重することにしました。